

第36期 決算公告

2025年6月27日

東京都港区芝二丁目32番1号
株式会社 ハセック
代表取締役社長 上垣 秀人

貸借対照表（2025年3月31日現在）

（単位：千円）

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	12,980,958	流動負債	12,910,743
現金預金	713,566	電子記録債務	184,945
受取手形	710	買掛金	11,300,088
電子記録債権	357,538	未払金	1,275,957
売掛金	11,865,627	未払費用	14,446
商品	30,253	未払法人税等	116,726
材料貯蔵品	257	未払消費税	11,629
前払費用	7,984	賞与引当金	6,951
立替金	5,024		
固定資産	2,043,902	固定負債	7,424
有形固定資産	51	役員株式給付引当金	3,602
工具・器具・備品	51	株式給付引当金	3,823
無形固定資産	42,448		
ソフトウェア	42,448	負債合計	12,918,167
投資その他の資産	2,001,404	純 資 産 の 部	
投資有価証券	15,501	株主資本	2,100,953
子会社株式	1,971,060	資本金	100,000
繰延税金資産	14,842	資本剰余金	293,158
		資本準備金	293,158
		利益剰余金	1,707,795
		その他利益剰余金	1,707,795
		繰越利益剰余金	1,707,795
		（当期純利益）	（426,484）
		評価・換算差額等	5,740
		その他有価証券評価差額金	5,740
		純 資 産 合 計	2,106,694
資 産 合 計	15,024,861	負債及び純資産合計	15,024,861

（注）記載金額の千円未満は四捨五入して表示しております。

個 別 注 記 表

【重要な会計方針】

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式及び関係会社株式 移動平均法による原価法。

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等による時価法。(評価差額は全部純資産直入法により処理し
売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法。

(2) 棚卸資産

商品及び材料貯蔵品 移動平均法による原価法。(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切
下げの方法により算定しております。)

2. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法。(1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに
2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)によっ
ております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に
基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(2) 株式給付引当金

株式給付規定に基づく株式会社長谷工コーポレーション株式の給付に備えるため
当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(3) 役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく株式会社長谷工コーポレーション株式の給付に備える
ため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は建設資材・設備機器等の販売を行っております。

このような商品の販売について、顧客との契約に基づいて商品を引き渡す義務を負っており、顧客への商品
引渡し時に収益を認識しております。取引価格は顧客との契約により決定しており、対価は当該契約に基づ
き受領しております。なお、商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の
当事者が提供する製品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識
しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度を適用しております。

【会計方針の変更】

法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日。

以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準 第20-3項ただし書きに定める経過的な

取扱い、及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基 準適用指針第28号 2022年10月28日。

以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書き に定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

【その他の注記】

記載金額の千円未満は四捨五入して表示しております。